

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成31年4月11日(2019.4.11)

【公表番号】特表2018-519267(P2018-519267A)
 【公表日】平成30年7月19日(2018.7.19)
 【年通号数】公開・登録公報2018-027
 【出願番号】特願2017-559068(P2017-559068)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 8/19 (2006.01)
 A 6 1 K 8/81 (2006.01)
 A 6 1 K 8/88 (2006.01)
 A 6 1 K 8/85 (2006.01)
 A 6 1 Q 19/00 (2006.01)
 A 6 1 Q 1/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/19
 A 6 1 K 8/81
 A 6 1 K 8/88
 A 6 1 K 8/85
 A 6 1 Q 19/00
 A 6 1 Q 1/00

【手続補正書】

【提出日】平成31年2月27日(2019.2.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

翡翠(Jade)の粉末粒子が多孔性高分子に含浸(Impregnation)された複合粉体。

【請求項2】

上記翡翠の粉末は、全複合粉体重量に対して50~90重量%で含浸されることを特徴とする請求項1に記載の複合粉体。

【請求項3】

上記多孔性高分子は、ポリメチルメタクリレート[PMMA:poly-(methacrylate)]、ポリビニルピロリドン[PVP:poly-(vinyl pyrrolidone)]、ポリカプロラクトン[PCL:poly-(caprolactone)]及びポリ-L-乳酸[PLLA:Poly-(L-Lactic Acid)]群から選ばれる1種以上であることを特徴とする請求項1に記載の複合粉体。

【請求項4】

上記複合粉体の平均粒径は5~20μmであることを特徴とする請求項1に記載の複合粉体。

【請求項5】

上記複合粉体の平均気孔サイズは15~800nmであることを特徴とする請求項1に記載の複合粉体。

【請求項6】

上記複合粉体の孔隙率は40～85%であることを特徴とする請求項1に記載の複合粉体。

【請求項7】

請求項1ないし請求項6のいずれか一項の複合粉体を含む化粧料組成物。

【請求項8】

上記複合粉体は、全化粧料重量に対して0.1～5.0重量%含まれることを特徴とする請求項7に記載の化粧料組成物。

【請求項9】

上記化粧料組成物は、化粧水、スキンローション、クリーム、セラム、エマルジョン、エッセンス、パウダー、ファンデーション、スプレー、日焼け止め、マスクパック、ジェルのいずれか一つの形態で剤形化されることを特徴とする請求項7に記載の化粧料組成物。

【請求項10】

多孔性高分子溶液に翡翠の粉末を分散させた分散液を噴霧乾燥(Spray Drying)して製造することを特徴とする、翡翠の粉末粒子が多孔性高分子に含浸された複合粉体の製造方法。

【請求項11】

多孔性高分子溶液に翡翠の粉末を分散させた分散液を電気噴霧(Electro-Spraying)して製造することを特徴とする、翡翠の粉末粒子が多孔性高分子に含浸された複合粉体の製造方法。

【請求項12】

上記多孔性高分子溶液は、ポリメチルメタクリレート[PMMA: poly-(methyl methacrylate)]、ポリビニルピロリドン[PVP: poly-(vinyl pyrrolidone)]、ポリカプロラクトン[PCL: poly-(caprolactone)]及びポリ-L-乳酸[PLLA: Poly-(L-Lactic Acid)]群から選ばれる1種以上の高分子を溶媒に溶解させたもので、上記溶媒は、ジクロロメタンとヘキサノールの混合溶媒であることを特徴とする、請求項10または請求項11に記載の複合粉体の製造方法。

【請求項13】

上記ジクロロメタンとヘキサノールの重量比は9:1～7:3であることを特徴とする請求項12に記載の複合粉体の製造方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0035】

上記翡翠の含浸粉体が含まれた化粧料組成物を化粧水、スキンローション、クリーム、セラム、エマルジョン、エッセンス、パウダー、ファンデーション、スプレー、日焼け止め、マスクパック、ジェルのいずれか一つの形態、より好ましくは、マスクパック、シートパック、睡眠パック、ウォッシュオフパック、ピールオフパックなどで剤形化することができるが、剤形において特別に限定されることなく、目的によって適宜選択して変更することができる。